

参加規程（ボランティアスタッフ）

用語の定義

一般財団法人教育支援グローバル基金を「財団」、被災地東北の若者を対象とするリーダーシップ育成支援等の財団の目的実現のために財団が主催するビヨンドトゥモロウの名称を冠した事業プログラムを「プログラム」、プログラムにご参加いただく学生を「参加本人」、学生が未成年者である場合の親権者や後見人等保護権を有する方を「保護者」、参加本人と保護者を総称して「参加者」、提言アドバイザー・リソースパーソン・スピーカー・専門家等プログラムに参画して財団とともにプログラムの進行運営に携わって下さる方を総称して「社会人メンター」、開閉会式や食事会等プログラム上のセレモニーにご臨席下さる来賓の方を「ゲスト」、プログラムにボランティアとして従事して下さる方を「ボランティアスタッフ」、財団の職員を「スタッフ」、学生が参加する財団主催の具体的プログラム（参加承諾書に標記される特定のプログラム）を「本プログラム」といいます。

同意事項（及び留意事項）

1 広報活動・個人情報に関して

ボランティアスタッフは、ボランティアスタッフの氏名・肩書、本プログラム参加中の写真・映像・発言及びインタビュー内容・提出資料等を、財団が、プログラム及び財団の運営・活動の広報等のために使用すること及び、本プログラム支援企業・団体又は外部メディアに提供することに、**同意**するものとします。

（ボランティアスタッフの住所及び電話番号等の連絡先は、財団が慎重に管理し、財団運営上の連絡のため等、財団の事業上必要な範囲でのみ利用させていただきます。ボランティアスタッフの同意なく財団の事業外の第三者に開示・提供することは、法令の要請がある場合を除いてはありません。なお、プログラム運営にあたる他のボランティアスタッフや旅行委託業者等の財団事業に携わる方は事業外の第三者にはあたりませんのでご了承下さい。）

（なお、ボランティアスタッフが、本プログラムに関連して取得した他者の個人情報及び機密事項に関しては、別途締結していただく個人情報等の扱いに関する承諾書に従って、本プログラムの進行・運営上必要な限りにおいてのみ使用する等、慎重に取り扱うことをご承諾下さい。）

（プログラムを契機として発生した人的交流における住所の交換等は、参加本人が個人として行うものであり、財団は責任を負うものではありません。財団に対して、特定の参加者の連絡先を教えて欲しい、物を届けて欲しいという要請があっても、財団としては対応致しません。）

（メディアの取材に基づく報道については、財団の意向とは無関係に、取材内容が当該メディアに掲載されることがあります。）

2 安全面に関して

① 医療行為

ボランティアスタッフは、本プログラムに際して、ボランティアスタッフに緊急医療行為の必要が生じた場合でありかつボランティアスタッフ本人が意思表示を行うことができない状態である場合に、財団がボランティアスタッフに代わって医療行為への同意を行う等、財団が適切と判断した対応を行うこと及び当該医療費用はボランティアスタッフが負担することに、予め**同意**するものとします。

また、財団の判断及び対応については、故意または重過失がある場合を除いて、財団に一切の

責任を問わないことに、**同意**するものとします。

② 事故

ボランティアスタッフは、本プログラム開催中の一切の不慮の事故、本プログラムの期間中及び期間外を問わず、ボランティアスタッフと、参加本人・社会人メンター・他のボランティアスタッフ・スタッフ・ゲストとの関わり・交流に起因する事故につき、財団に故意または重過失がある場合を除いて、財団に一切の責任を問わないことに**同意**するものとします。

(財団は、全ての外部リスク要因を完全に排除することはできませんし、全てのプログラム関与者の全行動を財団が監視することも現実的ではありません。)

3 損害賠償

ボランティアスタッフは、ボランティアスタッフが、同人の故意又は過失に基づき、参加者・社会人メンター・他のボランティアスタッフ・ゲスト・スタッフ・部外者に与えた損害に対する賠償責任に関して、財団に一切の責任を問わないこと、及びボランティアスタッフの自己責任において対応することに**同意**するものとします。

(財団が全てのプログラム関与者の全行動を厳格に監視監督することは現実的ではありません。)

4 準拠法と管轄裁判所

ボランティアスタッフは、本参加規程の内容は日本の法律に従って解釈・適用及び執行されること、並びに、本参加規程に関連して発生することのある訴訟に関しては、東京地方裁判所を第1審の専属的管轄を有する裁判所とすることに、**同意**するものとします。

以上